

見附市告示第12号

見附市診療所新規開業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月29日

見附市長 稲田亮

見附市診療所新規開業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市診療所新規開業支援事業補助金交付要綱（令和2年見附市告示第86号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「小児科」の次に「、耳鼻咽喉科」を加える。

第13条を第14条とする。

第12条中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第13条とする。

第11条第2項中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第10条とする。

第8条本文中「補助金の交付」を「前条の事業計画書を提出した者で補助金の交付」に、「第1号様式」を「第2号様式」に改め、同条第1号イ中「医師会入会申込書の写し」を「医師会の発行する会員証明書等医師会に加入したことを証明できる書類」に改め、同条第2号ア中「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（事業計画）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、事前に見附市診療所新規開業等支援事業補助金事業計画書（以下「事業計画書」という）（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 開設者の医師免許証の写し
- (2) 施設図面等の資料
- (3) 事業費の内訳が分かる資料（見積書の写しなど）

(4) その他市長が必要と認める資料

第6号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に、
「見附市長 印」を「見附市長 印」に、「要綱第12条」を「要
綱第13条」に改め、同様式を第7号様式とする。

第5号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、
「見附市長 印」を「見附市長 印」に、「要綱第11条」を「要
綱第12条」に改め、同様式を第6号様式とする。

第4号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に、
「氏名又は法人名 印」を「氏名又は法人名 印」に、「要綱第1
0条」を「要綱第11条」に改め、同様式を第5号様式とする。

第3号様式中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、
「見附市長 印」を「見附市長 印」に、「要綱第9条」を「要綱
第10条」に改め、同様式を第4号様式とする。

第2号様式中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、
「氏名又は法人名 印」を「氏名又は法人名 印」に改め、同様式
を第3号様式とする。

第1号様式（表面）中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、
「氏名又は法人名 印」を「氏名又は法人名 印」に改め、同様式
(裏面) 中
「

③ 要綱第6条第2項に規定のとおり市から協力を求められたときはこれに協力すること。

はい・いいえ

」を

「

③ 要綱第6条第2項に規定のとおり市から協力を求められたときはこれに協力すること。

はい・いいえ

④ 要綱第13条に規定のとおり、新規開業後5年以内に当該診療所における診療を取りやめ
たときは市からの当該補助金返還の請求に応じること。 はい・いいえ
」に、「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同様式を第2号様式とし、同様

式の前に次の1様式を加える。

第1号様式（第8条関係）

第1号様式（第8条関係）

年　月　日

（宛先） 見附市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は法人名

（代表者職氏名）

見附市診療所新規開業等支援事業補助金事業計画書

1. 診療所の概要

診療所名称	※事業承継の場合、承継前の名称と前代表者名 (診療所名 代表者名)
開業の種別	新規開業 ・ 増築 ・ 事業承継
開業予定地	新潟県見附市
開業予定期間	
診療科目	
診療日及び時間	
整備予定期間	着工 年 月 日 ~ 竣工 年 月 日
施設面積	m ² (うち医療施設に関する部分 m ²)
事業費	円 (うち医療施設に関する部分 円)

添付書類

- ①開設者の医師免許証の写し
- ②施設図面等の資料
- ③事業費の内訳が分かる資料
- ④その他市長が必要と認める資料

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。